平成２６年（フ）第２９２号
宮崎市瀬頭２丁目２番14号　古川ビル301号
債務者　野田みどり
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９７号
宮崎市中村東３丁目３番15号　プチメゾン大淀507号、前住所宮崎県都城市祝吉２丁目４番地２
債務者　大寺　秀樹
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３５１号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目25番13号　竹山ハイツ101号
債務者　橋口　利香
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
鹿児島県鹿屋市旭原町2558番地２
債務者　新村　輝幸
1　決定年月日時　平成26年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
千葉県松戸市和名ケ谷953番地の１　ウィズ松戸きらめきの森315号
債務者　井上　正照
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５０２号
千葉県松戸市松戸1087番地　メゾンサンライフⅠ―106号
債務者　小口　心一
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５１４号
千葉県流山市南流山１丁目21番地の１
債務者　芹澤　文子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１６１１号
名古屋市瑞穂区新開町24番96号市営南新開荘２棟302号
債務者　和泉かおる
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３２号
神奈川県平塚市虹ケ浜11番18―204号　ジュネパレス平塚21、前住所神奈川県茅ヶ崎市松浪２丁目１番26号　プランドールシライＡ―103
債務者　木股加与子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４９７号
愛知県知多郡武豊町大字東大高字浦之島53番地　エスポワールＥ号、住民票上の住所愛知県あま市西今宿梶村三48番地１
債務者　堀田　浩之
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６０６号
名古屋市港区宝神４丁目1004番地　宝神荘５棟411号
債務者　祖父江千代女（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７０３号
名古屋市守山区高島町291番地
債務者　奥山　恵美
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７３号
名古屋市昭和区川原通７丁目20番地　マンション川原202号
債務者　立道　聡子
1　決定年月日時　平成26年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８６０号
名古屋市港区木場町９番地の24　真栄マンション木場町Ｂ棟106号、従前の住所名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地２棟1307号
債務者　小根山　弘
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５号
広島県福山市千田町大字藪路922番地11
債務者　柳瀬　浩一
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２８号
広島県福山市東川口町３丁目６番10号　竹内アパート
債務者　高橋　由紀
1　決定年月日時　平成26年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係